

復興の実績と取組方針

この1年の取組	復興4年目に向けた方針
<p><u>以下のような取組により、復興を加速化</u></p> <p>○復興財源フレーム ・19兆円程度から25兆円程度に拡大し、被災地の不安を解消</p>	<p><u>これまでの取組により復興は新たな段階へ</u></p> <p>○住宅再建・まちづくり ・計画策定は完了。工事の促進へ</p>
<p>○現場主義の徹底 ・復興庁職員による積極的な現地での課題の吸い上げと対応</p>	<p>○産業、なりわいの再生 ・被災した農地のうち7割で、営農再開可能に ・商店街の再生と産業の復興に取り組む</p>
<p>○復興庁の司令塔機能の強化 ・テーマごとに、復興大臣が横串を入れて関係省庁横断のタスクフォースを設置 ・「福島二本社制」により、現場から国を動かす</p>	<p>○健康、生活 ・避難の長期化や恒久住宅への移転等に伴う健康・生活面の課題への対応</p>
<p>○復興のステージ（時間軸）に応じた取組 ・「用地取得加速化プログラム」をはじめ、4次に渡る加速化措置により、用地取得率が3か月間で2割も引き上がるなど、目に見える加速化</p>	<p>○福島の再生、復興 ・早期帰還支援、長期避難者支援、新たな生活を選択した人への支援</p>

復興の実績	今後2年間の取組方針
<p>1. 住宅再建・インフラ</p> <p>(1) まちづくり (民間住宅等用宅地、原発周辺を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定はほぼ完了(計400地区以上、約2万戸分以上)、8割程度の地区で着工 <u>防災集団移転(着工)12%(H24.12)→88%(H26.1)</u> ・34地区分で工事完了(H26.1) (先行地区では、土地造成を完了し、住民への引き渡しを開始) <p>(2) 災害公営住宅</p> <p>① 津波・地震被災者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給予定戸数は2万戸以上 ・1千戸以上で整備完了(H26.2) ・供給予定戸数の7割程度に着手済み(福島除く) <p>② 原発避難者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では4900戸程度の供給予定 ・800戸程度に着手済み <p>(3) 住宅の自主再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金:10万世帯以上(加算支援金、新築・改修等で支給) ・災害復興住宅融資:約1万2千件 	<p>【工事の本格化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度末までに4600戸分程度供給見込み 27年度末までに1万1千戸分程度供給見込み (供給予定戸数の約5割) ・26年度末までに1万1千戸程度供給見込み 27年度末までに2万戸程度供給見込み(供給予定戸数の8割程度(福島除く)) ・26年度末までに600戸程度供給見込み 27年度末までに3700戸以上供給見込み

(4) インフラ復旧

- ・ライフラインの応急復旧は概ね完了
水道施設(完了)46%(H24.11)→89%(H26.2)
- ・インフラの本格復旧は、概ね工程表に沿って進んでいる
海岸対策(着工)31%(H24.12)→60%(H26.1)
- ・道路・鉄道は、避難指示区域等を除き概ね復旧済み

(5) 災害廃棄物(がれき)

- ・岩手県・宮城県では3月中に完了予定
- ・福島県(避難区域を除く)の災害廃棄物処理状況は68%(1月末現在)

○復興のステージに応じた新たな課題に対し、タスクフォース等を活用して迅速に対応

○加速化措置の成果の活用

- ・都市再生機構(UR)を活用した設計・施工の一括発注
(例:東松島市野蒜地区では工期約6年→約4年半)
- ・財産管理制度を活用した用地取得手続の迅速化
(例:選任申立から契約まで通常半年→最短1か月程度)
- ・土地収用手続の迅速化
(例:釜石市防潮堤では取得完了を2~3年前倒し)
- ・埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化
(例:山田町 田の浜地区では18か月→5か月)

・福島県の災害廃棄物等については、目標期間内に仮置場への搬入完了を目指すとともに、本年度末までの処理を可能な限り進め、できるだけ早期の処理完了を目指す。

2. 産業・くらしの再生	【本格的な産業振興、長期化する避難生活への支援】
<p>(1) 産業の復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域の鉱工業生産は、概ね被災前水準に回復 3県の有効求人倍率は1倍超(求人>求職) 津波被災農地のうち営農再開が可能になった農地38%(H24.12)→63%(H25.12) 被災3県で被害があった水産加工施設(830施設)のうち、業務再開した施設69%(H24.12)→79%(H25.12) <p>○これまでにない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災企業グループの施設・設備の復旧を支援(合計約1万事業者、交付先企業の約4割が、震災直前の水準以上まで売上げ回復) 仮設店舗、仮設工場の無償貸出し(合計555箇所) 中小企業等の資金繰り支援(累計5.6兆円融資、2.1兆円保証) 二重ローン対策(被支援者数:累計837社) <p>①特区、利子補給等による新規投資</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制の指定事業者数2,017件、投資見込み額1.2兆円、雇用予定数8.7万人 利子補給による融資予定額1,325億円、投資見込額0.4兆円、新規雇用予定数0.4万人 企業立地支援の累計597件 避難指示区域において約200事業者が再開・新規操業開始。 <p>②復興交付金制度による産業の復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域の産業復興の基盤となる商業施設用地、企業用地、水産加工団地等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 被災した農地のうち7割で、営農が再開できる見込み <p>○本格的な商店街の再生</p> <p>⇒街づくりに合わせて、商店街を再生させるための助言と支援</p> <p>○津波・原災被災地域の地場産業の復興</p> <p>⇒企業連携や地域資源の活用等による産業再生、新事業の促進</p> <p>○被災地外からの企業立地、新規投資、新しい産業の創出</p> <p>⇒東北地方の将来の産業構造を見据えた支援</p>

(2)健康・生活の支援

①生活者への取組

- ・避難者数 26.7万名(発災当初47万名程度)
- ・仮設住宅入居戸数 4.5万戸

②「健康・生活支援施策パッケージ」を取りまとめ(H25.12)

- ・仮設住宅の高齢者等への生活支援(サポート拠点等)、
保健師の巡回健康指導
- ・学校へのカウンセラー派遣、巡回相談等による子どもの心のケア
- ・復興支援員による見守り活動、バス交通、乗合タクシー等の確保・維持 等

○避難の長期化や恒久住宅への移転等に伴う健康・生活面の課題への対応

- ・仮設住宅など避難生活の長期化に対する各種健康支援
- ・心身のケアや運動機会の確保など子どもへの支援
- ・高齢者を地域で支えるコミュニティづくりなど新たな生活定着に向けた支援 等

3. 原子力災害からの復興

【早期帰還準備と長期避難者支援】

(1) 避難指示区域の見直し完了

避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区域に再編(H25.8)

○早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える新たな方針として「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を決定(H25.12)

(2) 早期帰還支援

- ・除染、インフラ、生活環境の整備
- ・インフラ復旧工程表を作成し、本格的な復旧に着手(10市町村作成済)
- ・営農の順次再開(約400ha)
- ・除染、インフラ、生活環境の整備
- ・常磐自動車道は、広野IC～常磐富岡IC間で再開通

(3) 長期避難者支援

- ・復興公営住宅整備(計画約4,900戸のうち約2,600戸分の交付金を配分)(H26.3)
- ・原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の実施

○避難指示解除に向けた地域の再生

○2014年4月1日に田村市の避難指示区域の解除

⇒福島再生加速化交付金によるきめ細かな支援

- ・公的賃貸住宅等の復興拠点の整備
- ・農地・農業用施設、産業団地の整備
- ・放射線不安に係る相談員の配置、個人線量計の配布等
- ・常磐自動車道は区間ごとに順次開通し、平成26年度から大きく遅れない時期に全線開通

・計画全体のうち27年度までに約3,700戸以上を整備(うち600戸程度を26年度内)

・原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の1年間延長

(4) 新たな生活の選択

- ・原子力損害賠償に係る指針を順次策定してきたところ、以下を追加(H25.12)
 - 住宅の取得や修繕等に対応した賠償
 - 長期に渡り帰還できないことの精神的損害を一括で賠償

(5) 原子力災害特有の課題

① リスクコミュニケーション

・「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」の公表(H26.2)

・風評被害対策パッケージの公表(H25.4)

② 子どもの運動機会の確保

○子ども元気復活交付金による、運動施設等の整備
(運動施設33箇所、遊具の更新517箇所など)(H26.1)

- ・住まいの確保、就業への支援

○正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置等

- ・運動施設等の整備や、プレイリーダーの養成を支援

4. 被災自治体支援	
<p>(1) 財政支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興交付金による復興支援 ・復旧・復興の地方負担をゼロに ・取崩し型復興基金の増額(H25.1) <p>(2) 人的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の派遣(自治体派遣2,000名超) ・任期付職員の採用(自治体採用1,100名超) ・復興庁職員による市町村応援(復興庁職員の駐在130名超)(H26.3) <p>(3) 技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁職員による課題の吸い上げと助言 ・用地取得加速化支援隊の派遣による課題解決(H26.2) 	<p>○引き続き支援</p>

5. 未来を見据えた取組

○「創造と可能性のある未来社会」の形成に向け、「民」と「官」がそれぞれの強みを持ち寄り、先進的な取組を加速(新しい東北)

・環境に優しく災害に強いコミュニティの形成(避難やコミュニティの力といったソフト面により、地域の防災能力向上を図る取組 等)

・子どもから高齢者まで、安心して健やかに暮らせるまちづくり(24時間対応の在宅医療・看護・介護等を目指した取組 等)

・地域の特色を最大限に生かした産業・なりわいづくり(中山間地域において、野菜工場の活用により農業の所得向上を目指す取組 等)

○東日本大震災の復興における知見を各国と共有することを通じ、被災地の再生を発信。

⇒2015年3月、仙台で「第3回国連防災世界会議」を開催。この機会を捉え、政府及び民間による復興の取組と現状を世界に発信

○2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

⇒2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、被災地の復興を加速し、世界に震災から復興した日本の姿を示す。

○国営復興祈念施設(3県)の整備に向けた検討